

香川県さぬき市での家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ陽性事例の野鳥
監視重点区域の解除について（H30.2.14 9:30）

香川県さぬき市において、家きんから、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）が検出された件について、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（以下マニュアル）に基づき、発生農場周辺半径10 kmを野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化してきたところです。

これまでのところ、野鳥監視重点区域の監視において異常は認められていないことを踏まえ、マニュアルに基づき、防疫措置の完了日である1月14日（日）の翌日を起算日として30日後の2月13日（火）24時をもって、野鳥監視重点区域の解除を行いましたのでお知らせします。

全国での野鳥の対応レベルは、国内での新たな発生は現在みられませんが、韓国で今シーズン、野鳥糞便より高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されていることを受け、引き続き対応レベル2として監視を継続します。

※マニュアルに基づき適切に対応。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.htmlに掲載)

※環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。 (http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

平成30年2月14日（水）
自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室
直 通：03-5521-8285
代 表：03-3581-3351
室 長：西山 理行（内線6470）
感染症対策係長：岩野 公美（内線6676）